

平成30年3月23日

川西市議会議長

西山博大様

厚生文教常任委員長

平岡譲

### 委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。



厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：平成30年3月2日）

1. 議案第10号 川西市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**議案の概要**

本案は、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の制定に伴い、住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に移行した場合に、当該住所地特例の適用を引継ぎ、従前の住所地の市町村が加入する後期高齢者医療広域連合の被保険者とするため、条例の一部を改正しようとするもの。

**質疑の概要** なし

**特記事項** なし

**審査結果** 原案可決（全員賛成）

2. 議案第11号 川西市国民健康保険条例及び川西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

**議案の概要**

本案は、国民健康保険制度改革に伴い、兵庫県が財政運営の責任主体となること等により、条例の一部を改正しようとするもの。

**質疑の概要**

問 今後は兵庫県に対し、国民健康保険事業費納付金として保険料を支払うこととなるが、場合によっては一般会計からの繰り入れは可能なのか。

答 制度導入当初は、激変緩和の意味合いもあって一般会計からの繰り入れに配慮しつつ進めるよう要請もあったが、一般会計からの繰り入れは望ましくないという国の見解は変わっていない。

問 保険者の医療費削減努力に対して支援金を交付する保険者努力支援制度については、個々人の暮らし向きや健康状態など、やむを得ない諸事情がある場合でもペナルティーとなってしまう恐れがあるが、市の考えを伺いたい。

答 国保財政全体で考えると、無駄な医療費は適正化し、市民の健康増進により医療費を抑制する方向性には賛同するものだが、当制度の評価に際し、納得いかない指標があれば市として国に意見を伝えていきたい。

<p>問 納付金が不足する場合は、県の財政安定化基金から交付もしくは貸付を受けることになるが、激変緩和措置の終了後は、各自治体とも厳しい財政状況であるため、保険料に跳ね返ることが懸念されるが、どうか。</p> <p>答 国は、激変緩和終了後の対応として都道府県に財政安定化基金を設置させており、貸付を受けた場合には、次年度以降に返納しなければならないが、本市においても基金を設置することとしたため、これにより対応することで負担を緩和できると考えている。</p>
<p><b>特記事項</b> なし</p>
<p><b>審査結果</b> 原案可決（賛成多数）</p>

### 3. 議案第12号 川西市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

<p><b>議案の概要</b></p> <p>本案は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の制定に伴い、指定居宅介護支援の指定監督事務が兵庫県より権限移譲されるため、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を条例で定めようとするもの。</p>
<p><b>質疑の概要</b></p> <p>問 今回の権限移譲の目的のほか、移譲に際して県からの財源措置はあるのかどうか、伺いたい。</p> <p>答 指定居宅介護支援事業所は介護支援専門員（ケアマネージャー）がケアプランを作成する事業所であるが、地域包括ケアシステムでは地域の実情に応じたきめ細かな対応が必要となるため、介護サービス利用に重要な役割を果たす当該事業所に関する権限を市町村に移譲することにより、保険者機能を強化するのが今回の目的である。財源については、特に措置はない。</p> <p>問 条例案では、介護支援専門員の計画的な育成や事故防止の措置といったことが盛り込まれており、職員の業務量増加が心配されるがどうか。</p> <p>答 従前から事故発生の対応等については基準を定めており、条例化に際して、より細かく規定した。また、計画的な育成や指定に係る事務を新たに担うことになるが、職員の資質向上に取り組みつつ、現体制により対応する。</p> <p>問 市が責任主体となることで、これまでよりさらにきめ細かなチェック機能が期待されるほか、事件や事故は表面化している以外にも内在していると言われ、発生を未然</p>

に防ぐには相当の労力を要すると考えるが、現体制で対応可能なのかどうか伺いたい。

答 これまで県の指導等に同行して市も一定のスキルを持っており、介護支援専門員の資格を持ち、経験年数も積んだ複数名の適正化指導員にも能力を発揮してもらう。また、条例の規定により事業者が高齢者虐待への認識を高めてもらうことで、早期通報、早期対応が可能になると考えている。

問 施設利用者や家族からの相談・苦情に対応する部署は新設するのか。

答 これまでも長寿・介護保険課が担当しており、今後も引き続き対応する。

**特記事項** なし

**審査結果** 原案可決（賛成多数）

#### 4. 議案第13号 川西市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

##### 議案の概要

本案は、介護サービス事業者の指定等の審査に係る手数料を新たに設けるため、条例の一部を改正しようとするもの。

##### 質疑の概要

問 受益者負担の考え方から手数料を徴収するとのことであるが、事業者が市に指定や更新を申請することで享受する利益とは何か。

答 事業者は、市に申請の上、新規指定なり更新を受けることで介護保険制度に基づく事業の運営が可能となることから、これが特定の者のみが享受するサービスに当たるという考え方である。

問 兵庫県からの権限移譲に際し、今回は県と同額の手数料を設定しているが、今後自治体ごとに金額を変更することは可能なのかどうか伺いたい。

答 今回はスタート時点であるため阪神間で同一金額としているが、今後において金額を変える自治体が出てくる可能性はある。

問 兵庫県が新規申請を審査、指定した事業所は、今後、市が更新申請を審査することとなる。権限移譲に際し、事務の引き継ぎは行っているのかどうか伺いたい。

答 県が新規指定した事業所は本市で更新することとなるため、県と協調し、情報共有しながら進めたい。

**特記事項**

委員会配付資料あり（議案第13号 川西市手数料条例の一部を改正する条例の制定について ほか）

議案質疑資料あり（議案第13号 川西市手数料条例の一部を改正する条例の制定について）

**審査結果** 原案可決（賛成多数）

## 5. 議案第14号 川西市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

### 議案の概要

本案は、第7期介護保険事業計画の策定等に伴い、保険料率の改定等を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

### 質疑の概要

問 委員会審査資料によると、前年の年金収入・所得の合計が最も少ない人でも月額2111円、年間2万5326円の保険料を支払わなければならない上、サービス利用時には1割の自己負担が必要である。こういった点が制度の疲弊を如実に表していると考えますが、市の認識を伺いたい。

答 国では、団塊の世代が後期高齢者となる年を「2025年問題」と捉え、介護保険を持続可能な制度とするよう取り組みを進めており、低所得者にも保険料等を負担してもらおうという考え方にに基づき、市としても現行の制度で対応している状況である。

問 今回の料率改定も基金を1/3程度取り崩し、保険料の上昇を抑制しているが、支払った保険料を被保険者に還元するため、もっと取り崩すという考えはなかったのか伺いたい。

答 本市は今のところ、高い高齢化率の一方で要介護認定率はそれほど高くない状況であるが、団塊の世代の加齢とともに認定率の上昇と給付費の増額が想定されることから、2025年問題への対応として、保険料の急激な引き上げを避けるために基金は有効に活用したい。

**特記事項** 委員会配付資料あり（議案第14号 川西市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について ほか）

**審査結果** 原案可決（賛成多数）

## 6. 議案第17号 平成29年度川西市一般会計補正予算（第6回）

### 議案の概要

第1表 歳出第3款民生費のうち第1項社会福祉費第2目人権推進費を除く全部。第

10款教育費。第12款、第1項公債費のうち第1目元金 災害援護資金償還事業。

第2表 継続費補正のうち第3款民生費。

#### 質疑の概要

##### (1) 第1表 歳出

##### ① 第3款 民生費

問 在宅高齢者支援事業の住宅改修に係る助成金について、利用件数が当初の見込みよりも少なかったため1016万9000円を減額しようとしているが、需要が少ないのかPR不足なのか、低調の要因について伺いたい。

答 当初は71件の見込みで予算計上し、現段階で39件であるため不用額が生じる見込みである。特にPRを怠ったというわけではなく、今年度は結果的に少なかったものと認識しており、次年度以降はまた増えるものと考えている。

問 児童手当等支給事業では6680万円と多額の減額補正を行っており、その他、ひとり親家庭支援事業で2517万7000円、子育て支援事業で474万000円をそれぞれ減額しようとしているが、要因について伺いたい。

答 児童扶養手当については、少子化の影響により当初の見込みより支給人数が約6700人少ないため減額するもので、28年10月時点の支給人数に1%程度余裕をみて積算しているため、やや多額となっている。ひとり親家庭支援事業では、児童扶養手当の一部支給が約130人増えたものの、全部支給が約600人減ったため減額するもので、当初の見込みより対象家庭の所得が高かったためと推測している。子育て支援事業は、母子生活支援施設の入所者数が少なかったことが主な要因だが、エンゼル積立支援金の申請者数が当初見込みの1000人より347人少なかったことも要因となっている。

問 国の補正予算活用により当年度に前倒しして所要額を計上するため7億7568万円を増額する市立幼稚園・保育所一体化施設整備事業について、市は市立保育所の定員は600人より増やさない方針であるが、待機児童が現時点で200人を超え、なおかつ大半が3歳未満児である現状を考慮し、定員を増やす考えはないか伺いたい。

答 600人の定員を変更する考えは持っていない。ただ、待機児童は3歳未満児に集中しているため、その定員を手厚くすることや、一定の基準を満たした上で定員を超えて弾力的に受け入れる手法により解消していきたい。

問 議案質疑資料によると、牧の台みどりこども園は平米単価が32万4286円

であるのに対し、（仮称）川西こども園は基本設計が完了していないが、約40万8409円とのことである。この差異の要因について伺いたい。

答 （仮称）川西こども園は、予算額として計上しているもので、いずれ生じる入札差金を含んでいる。それを踏まえた上での話だが、（仮称）川西こども園は他の先行事例に比べると延べ床面積が少ないコンパクトなつくりとなっており、3階建てを予定していることから、若干単価が高くなると想定している。

## ② 第10款 教育費

問 就学支援事業について、奨学金の新規申請者が募集定員に満たなかったこと等により貸付金708万円を減額しようとしているが、募集定員及び申請者数を伺いたい。

答 当初予算の段階では45人を想定していたが申請者数は36人であり、所得制限や辞退により最終的に新規認定者は29人となった。

問 留守家庭児童育成クラブ事業について、嘱託員及び臨時職員の配置が当初見込みより少なかったため6200万3000円を減額しようとしている点について、現時点での待機児童数のほか、特に川西養護学校では待機のまま卒業してしまう現状の解消が急務であると考えますが、見解を伺いたい。

答 現在の待機児童者数は、小学校は0で川西養護学校は3人である。養護学校の育成クラブについては、かねてから臨時職員として看護師を募集しているが応募がない状況であるため休室しており、看護師を確保でき次第、再開したい。

問 留守家庭児童育成クラブは月を追うごとに利用者が減って待機がなくなり、結果的に指導員等の賃金を減額補正しているが、年度初めには申請者が多く、指導員の確保に苦慮しているのが実態である。本事業を円滑に進めるには、採用の要件を見直すなど機動的な体制の構築が不可欠と考えるがどうか。

答 30年度には1クラブ増えることもあって、より多くの人材に登録していただきたいと考えており、ハローワークでの募集や機会を捉えて声掛け等も行っているが、思うように集まらない状態である。原則的に指導員は放課後児童支援員の資格を持った者を2名以上配置しなければならないが、1名は補助員の配置に替えることができるため、PTAや子ども会等、子どもの育成に関わった経験がある人に補助員となってもらえるよう採用枠は広げている。

**特記事項** 議案質疑資料あり（議案第17号 平成29年度川西市一般会計補正予算（第6回）について）



審査結果 原案可決（賛成多数）

7. 議案第18号 平成29年度川西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）

議案の概要

職員給与の改定及び職員の人事異動に伴う予算の増減のほか、保険給付費や共同事業拠出金の減額、交付金等の確定に伴う増減、補正後の余剰金の基金への積み立ての補正。

質疑の概要

問 その他一般会計繰入金において、福祉医療波及分のペナルティーへの補填として1235万円を追加しようとしているが、このペナルティーの国における次年度以降の動向について伺いたい。

答 各市が行う医療費助成がいわゆるコンビニ受診を促進するとして国費が減額となっており、これに対して県からの補助金と一般会計により補填するものであるが、30年度は未就学児までの医療費助成に対するペナルティーが廃止される。それ以外についても引き続き全国市長会等を通じて廃止を要望していく。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

8. 議案第19号 平成29年度川西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1回）

議案の概要

職員給与の改定及び職員の人事異動等に伴う予算の増減のほか、平成29年度基盤安定繰り入れ、平成28年度の保険料の積算、平成29年度保険料の決算見込みに伴う兵庫県後期高齢者医療広域連合への保険料納付金の追加、事務費納付金の確定に伴う歳入歳出予算の補正。

質疑の概要 なし

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

9. 議案第20号 平成29年度川西市介護保険事業特別会計補正予算（第3回）

議案の概要

職員給与の改定及び職員の人事異動等に伴う予算の増減のほか、決算見込みに基づく保険給付費の増額、交付金等の確定に伴う増額、基金への積立金の減額補正。

質疑の概要

<p>問 居宅介護サービス給付事業で2億3075万円追加となっているが、サービス付き高齢者住宅（以下、サ高住）が増えているということか。</p> <p>答 主な増額要因は訪問看護の遡増である。サ高住は介護保険制度適用外であるが、特定施設入居者生活介護の指定を受けていれば制度が適用され、本市でも徐々に増えている。</p>
<p><b>特記事項</b> なし</p>
<p><b>審査結果</b> 原案可決（全員賛成）</p>

10. 請願第4号 障がい福祉施策に関する請願書

<p><b>請願の趣旨</b></p> <p>障がい児者への政策は「支援費制度」から始まり「障害者総合支援法」へと名称を変え、福祉の充実が図られてきているが、障がい児者やその家族を取り巻く環境は恵まれたものではない。現在、中度の障がい者は医療費助成が受けられず、3割負担の者が多数であるほか、障害者年金は年々減少し、少ない収入の中から定期的な診察料や、突発的な病気やけがの治療費を捻出しなければならない。親亡き後の子を思い、このまま治療が受け続けられるのかといった不安を抱くことなく必要な医療が受けられるよう、中度の障害・療育手帳所持者にも通院医療費を助成するよう市に求める。</p>
<p><b>特記事項</b> 請願者の発言申出による趣旨説明あり</p>
<p><b>審査結果</b> 採択（全員賛成）</p>